

2020年度

危機管理マニュアル



宮崎県立宮崎北高等学校

目次

1	基本的事項	1
2	学校内における生徒の事故	2
	事故発生時緊急連絡体制	3
3	学校外における生徒の事故	4
	学校外生徒事故対応メモ	5
4	学校内外における職員の事故	6
	学校外における職員の事故対応メモ	7
5	校内暴力（生徒相互）	8
	〃（対教師暴力）	9
6	体罰	10
7	いじめ	11
	いじめ対応メモ	12
8	校外事件	13
	校外事件メモ	14
9	家出及び自殺予告	15
10	人権教育問題	16
11	不審者の侵入	17
12	学校防災 【職員在勤中の火災】	18
	〃 【職員等が不在中の火災】	19
13	学校防災 【職員在勤中の地震】	20
	〃 【放送設備が使用不可能な場合】	21
	〃 【職員等が不在中の地震】	22
	〃 【その他の対応について】	23,24
	在校時における津波対応マニュアル（別紙1）	25
	事故災害時の保護者への引き渡しマニュアル（別紙2）	26
	緊急時の連絡について（お願い）（別紙3）	27
14	学校防災 【風水害】	28
	風水害被災時の対応メモ	29
15	いじめの重大事態への対応	30
16	弾道ミサイル落下時の行動について	31
17	AEDについて	32
18	応急手当を実施する際の留意点	33
19	様々な事故への対応	34,35
20	避難所運営マニュアル	36~42

1 基本的事項

- (1) 生命尊重を第一義として進める。
- (2) 生徒の基本的人権を尊重し，その対応に当たる。(言葉遣いに注意)
- (3) 保護者等関係者の心情を考慮し，対応は誠意と責任を持って当たる。
- (4) 校外への窓口は，校長（副校長・教頭）とし，一本化して当たる。
- (5) 事実関係を明確にし，予想や憶測で語らない。(事件の経緯メモ，対応措置メモの徹底)
- (6) すでに発生している事実に対しては，責任逃れをしない。後の対応を冷静に判断する。

< 校 医 >

科	病 院 名	学校医名	住 所	電 話
内 科	宮永内科クリニック	宮永 省三	宮崎市大字芳土 1074-1	62-5556
内 科	やまもと整形外科	山本恵太郎	宮崎市池内町 984-1	39-5800
歯 科	今井歯科	今井 武士	宮崎市橘通東 4 丁目 7-28_2F	28-5577
眼 科	新城眼科医院	風間 成泰	宮崎市下北町目後 899-4	29-4700
耳鼻科	まつだ鼻咽喉科宮崎サージック	松田 圭二	宮崎市村角町折口 355-3	72-8733
薬剤師	県薬医薬分業支援センター	肥田木省三	宮崎市丸島 2-5	27-0129

< 近隣の医療機関 >

科	病 院 名	住 所	電 話
	宮崎善仁会病院	宮崎市新別府江ノ口 950	2 6 - 1 5 9 9
	古賀総合病院	宮崎市池内数太木 1749-1	3 9 - 8 8 8 8
脳神経	金丸脳神経外科	宮崎市池内八幡田 803	3 9 - 8 4 8 4
胃腸科	こさい胃腸科外科	宮崎市島之内 6714-1	3 9 - 8 5 1 1
眼 科	福岡眼科	宮崎市橘通西 1 丁目 2-3	2 5 - 7 0 1 1
	河野整形外科医院	宮崎市島之内 7309	3 9 - 3 3 1 1
	獅子目整形外科医院	宮崎市島之内 6654	3 9 - 1 0 5 2
	野崎東病院	宮崎市村角町高尊 2105	2 8 - 8 5 5 5
	多田皮膚科	宮崎市島之内 7074	3 9 - 9 0 8 8
	よこうち皮膚科・形成外科	宮崎市大島町原の前 1445-69	3 5 - 0 0 0 3

< 近隣の交通機関 >

第一交通産業	2 2 - 3 9 3 9
宮児タクシー	3 9 - 1 5 1 9

< 関係諸機関 >

宮 崎 市 消 防 署	2 7 - 1 1 1 9
宮 崎 市 北 警 察 署	2 7 - 0 1 1 0
宮 崎 市 南 警 察 署	5 0 - 0 1 1 0
蓮 ヶ 池 交 番	3 9 - 2 7 2 9

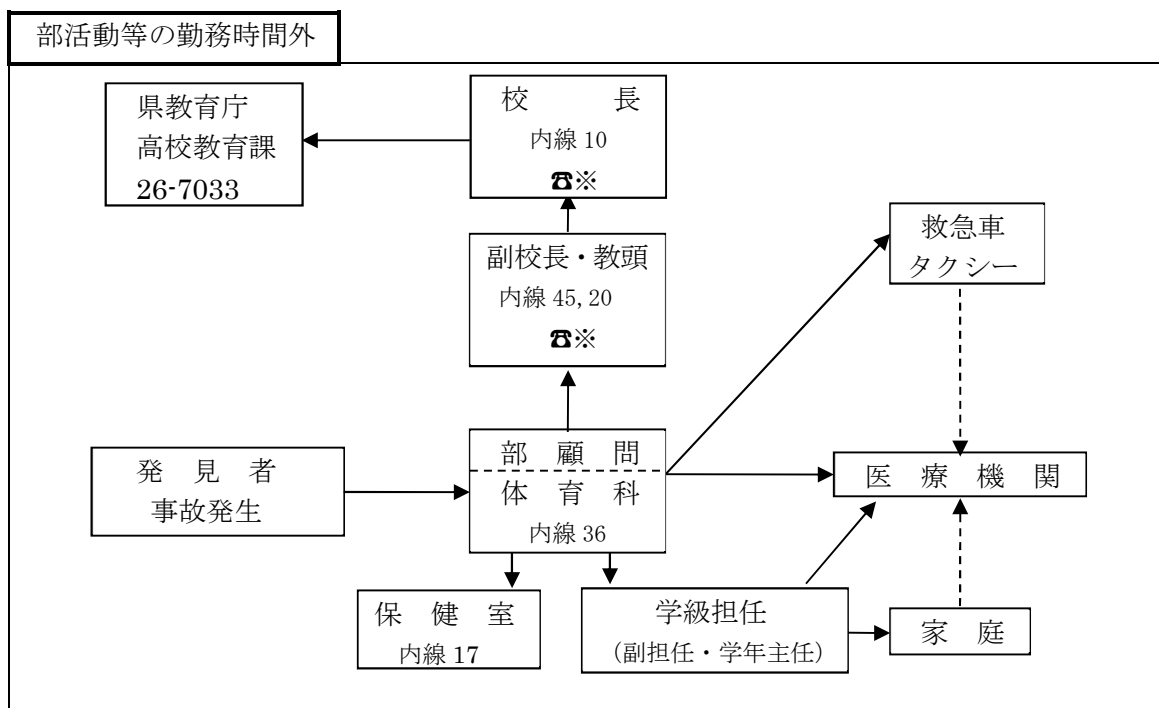
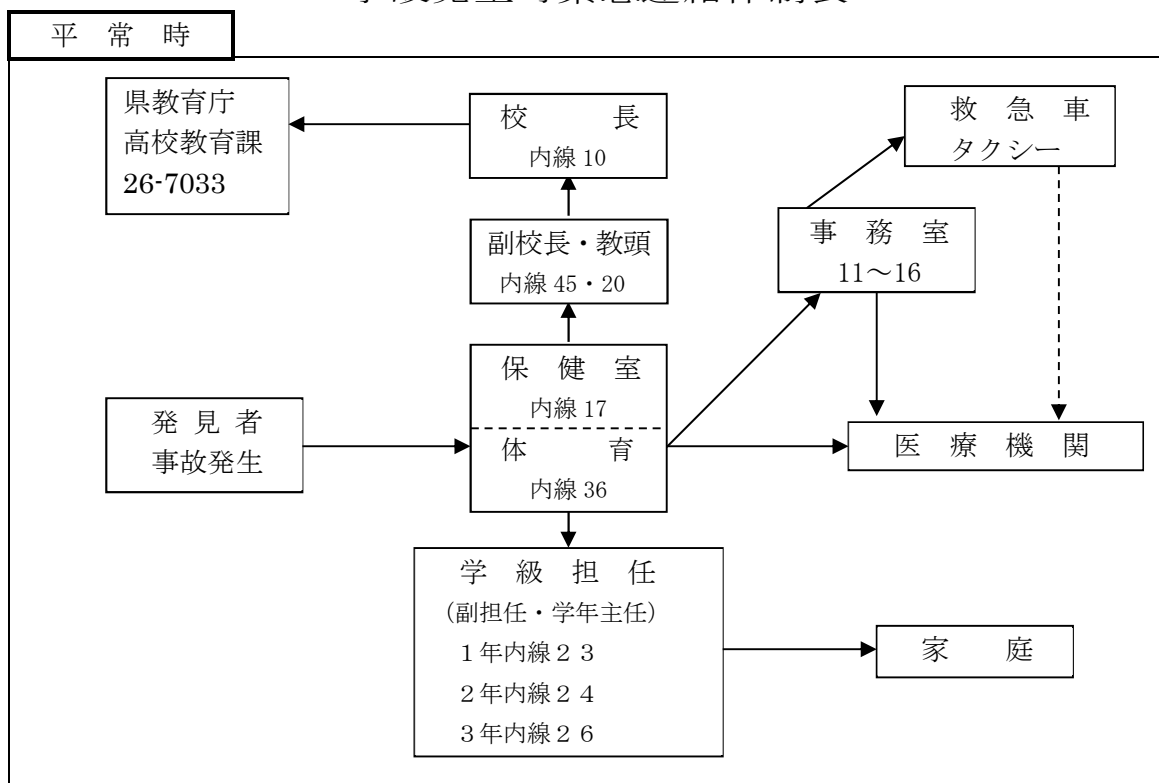
2 学校内における生徒の事故

対応内容	処置内容	対応者

【留意事項】

- (1) 保護者への連絡は、相手を動揺させることのないよう、落ち着いて連絡すること。
(事故の状況、傷病の程度、搬送先病院名、付き添い職員名、保険証の持参等)
- (2) 万一事故が発生した場合には、次ページの緊急連絡体制表により、関係者および関係諸機関に速やかに連絡すること。
- (3) 加害者がある場合には、その加害者の保護者に対しても必ず状況説明の連絡をする。
- (4) 生命にかかわる事故等の場合は、校長もしくは副校長・教頭が病院に赴く。
- (5) 事故者を病院等へ搬送する場合には、救急車かタクシーを利用し、職員の自家用車等
は使用しない。
- (6) 報道関係者・部外者等への対応は、校長もしくは副校長・教頭が行う。

事故発生時緊急連絡体制表



※ 事前に職員緊急連絡網を参照しておくこと。

<事故取扱上の注意>

- ・ 万一事故が発生した場合には、上記の緊急連絡体制表により、関係者および関係諸機関に速やかに連絡すること。
- ・ 事故者を病院等の医療機関に輸送する場合には、職員の自家用車等を使用しない。
- ・ 事故発生の場合、関係機関や報道機関等との連絡窓口は管理職とする。

3 学校外における生徒の事故

対応内容	処置内容	対応者
↓		
↓		
↓		
↓		

学校外生徒事故対応メモ

事故者 氏 名	男・女	クラス		担 任		保護 者名	
TEL		保護者との 連絡状況					

相手方氏名	男・女	年齢		TEL	
住 所					

発 生 日 時	平成 年 月 日 ()	時間帯	
発 生 場 所			
症 状			
原 因 等			
現場と発生の 状 況 等			
搬送先病院名		TEL	
病院での様態			
対 応 状 況			
保護者との連絡			

4 学校内外における職員の事故

(1) 学校外における職員の事故

生徒の場合に準じて対応する。

(2) 学校外における職員の事故

《当事者が電話をかけてこられる程度の事故の場合》

事故発生 の 連絡・受報	必ず校長（副校長・教頭）に連絡する。 《氏名，発生場所，時刻，事故の状況，対応の状況，相手方等》について確認する。	校長 副校長 教頭
指導助言		
対処責任体制		

《当事者が電話をかけてこられない事故の場合》

事故発生 の 連絡・受報	校長(副校長・教頭)が受け，事故発生場所，状況，負傷の程度等の収集しうる情報を把握し，対応のために搬送先の病院，意識の有無等の確認をしつかり行う。	校長 副校長 教頭
現場確認	事故発生現場と発生の状況について，その現場に赴き確認する。その後，搬送先病院へ見舞う。	副校長 教頭
容態確認	搬送先病院に見舞い，現在の容態を確認する。	養護 教諭

学校外における職員の事故対応メモ

事故者 氏 名		職 名		年 齢		電話 番号	局番() —
住 所							

相手方 氏 名		年 齢		性 別		電話 番号	局番() —
住 所							

発 生 日 時	平成 年 月 日 () 曜日 時 分				発 生 場 所	
症 状	事 故 者			相 手 方		
発生現場と 発生状況等						
搬送先 病院名	TEL () 病院 —			事故処理 の 有 無	() 処理済み () 未処理	
病院で の容態 等	事 故 者			相 手 方		
その他						

5 校内暴力

【生徒相互の場合】

対応内容	処置内容	対応者
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		

【対教師暴力の場合】

対応内容	処置内容	対応者
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		

6 体 罰

対応内容	処置内容	対応者

7 いじめ

対応内容	処置内容	対応者
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		

* いじめ対応については、**学校いじめ防止基本方針**があり、基本方針の対応が大切である。

いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会

1. 目的

校内におけるいじめ・不登校の早期発見および対策を明らかにするために設置する。

2. 構成

副校長，教頭，生徒指導主事，教務主任，特別支援コーディネーター，各学年主任，教育相談係，養護教諭，（関係職員）

3. 運営

- (1) 定期的に委員会を開催し，いじめ，不登校の早期発見に努める。
- (2) 各学級担任，教育相談係は連携を密にしながら早期発見に努めていくよう心掛ける。その兆候が認められた場合は，特別支援コーディネーター，生徒指導主事並びに教頭・副校長・校長と連絡を取り，臨時に委員会を召集し，対策等について協議する。全職員に指導方法を伝える。

いじめ対応メモ

発覚日時	平成 年 月 日 ()				連絡者	
発覚の状況						
被害者	年組	男・女	氏名		保護者名	(ー)
加害者	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
	年組	男・女	氏名		保護者名	
	被害者の言い分				加害者の言い分	
分析と考察						
今後の指導の留意点						
家庭との連携						

8 校外事件

(万引き, 窃盗, 暴力行為, 暴走行為, 薬物乱用, I T 関連問題, その他)

対応内容	処置内容	対応者
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		

校 外 事 件

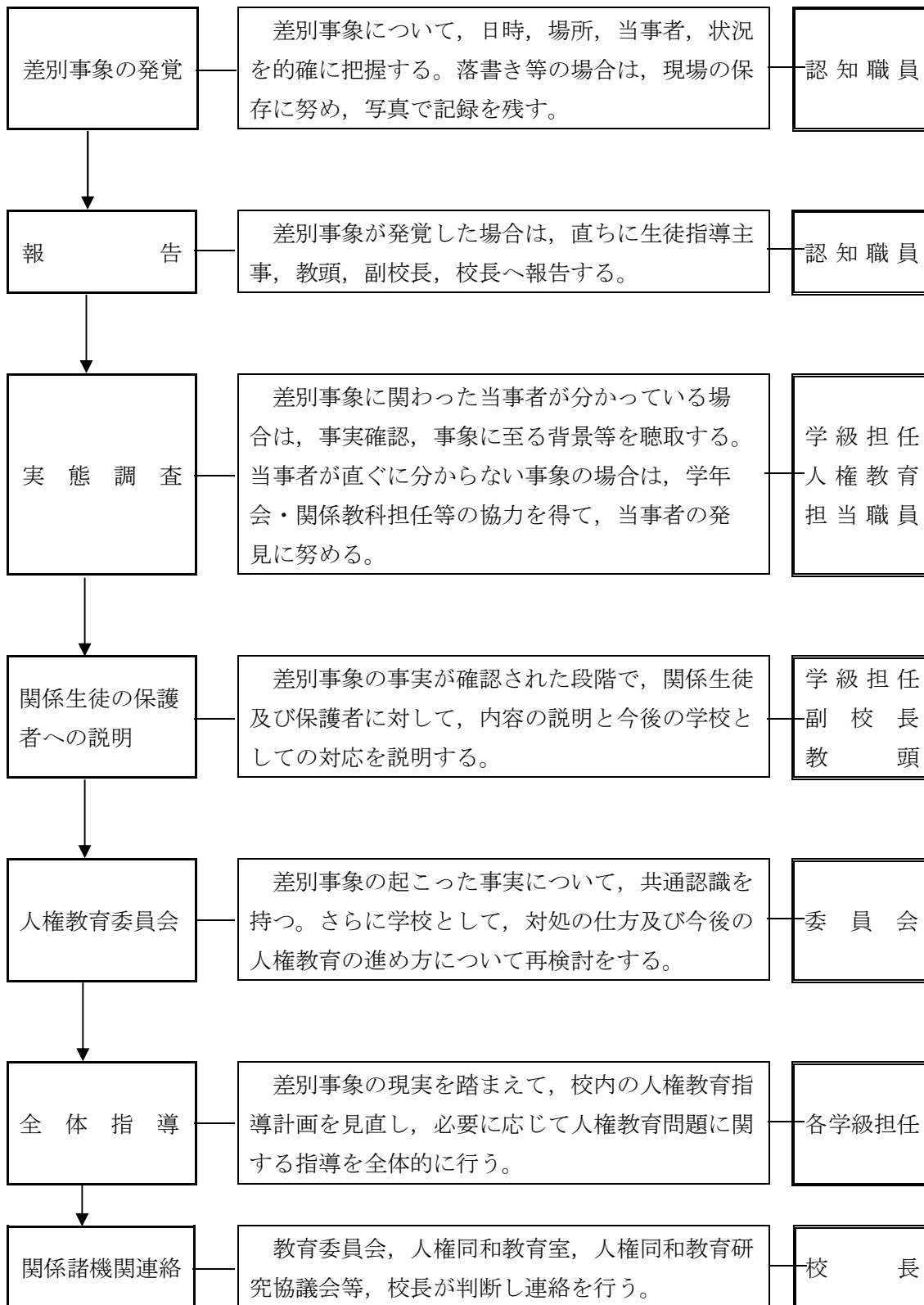
(万引き, 窃盗, 暴力行為, 暴走行為, 薬物乱用, その他)

発 覚 日 時	平成 年 月 日 () 時 分				発生場所				
該 当 者	年 組	男・女	氏 名		担任名				
保護者氏名			住 所			TEL		地区	
該 当 者	年 組	男・女	氏 名		担任名				
保護者氏名			住 所			TEL		地区	
該 当 者	年 組	男・女	氏 名		担任名				
保護者氏名			住 所			TEL		地区	
該 当 者	年 組	男・女	氏 名		担任名				
保護者氏名			住 所			TEL		地区	
事 件 の 概 要									
事 件 の 全 容									
動 機									
当 日 の 行 動									
類 似 行 為									
今 後 の 指 導									

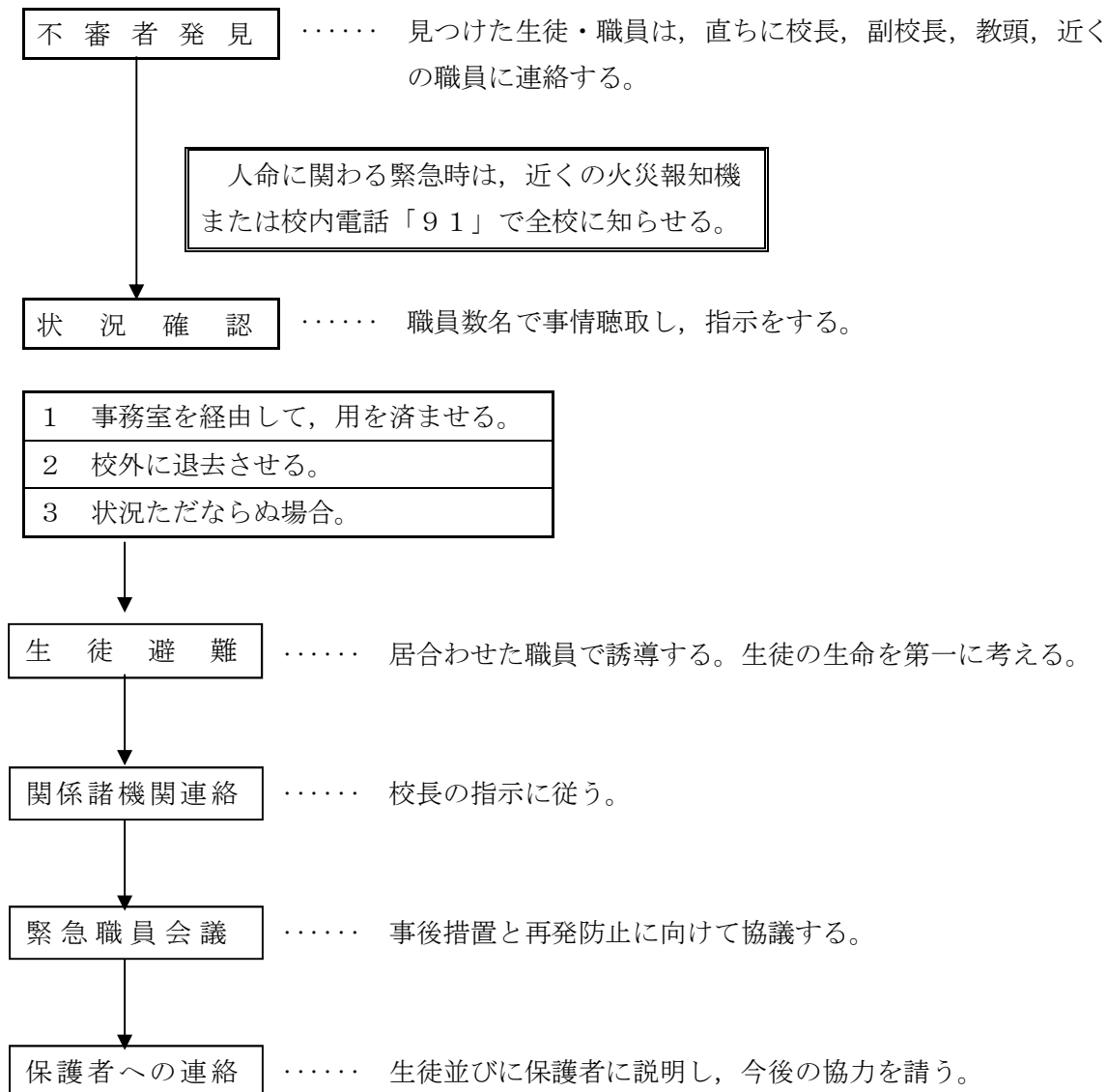
9 家出及び自殺予告

対応内容	処置内容	対応者
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		
↓		

10 人権教育問題



11 不審者の侵入



〈注意事項〉

- (1) 平素から、不審者を見つけたら直ちに教職員に連絡するよう指導しておく。
- (2) 人命に関する緊急時は、近くの火災報知機を押すことを徹底させておく。
- (3) 不審者に対する事情聴取は、必ず数名の職員で行い、距離を保ち、言葉遣いに十分気をつける。
- (4) 来校者は保護者・卒業生を問わず、必ず事務室を通すようにする。

12 学校防災【職員在勤中の火災】

火災発生 ↓	初期消火及び連絡 [現場近くの職員・生徒] → [副校長・教頭・事務長] → [校長]	時刻の確認 AM/PM :	担当者
状況把握	警報機による発覚は、2名一組になり消火器を持ち現場に行き、確認する。 1名は現場で初期消火、残り1名が場所と状況を[副校長・教頭・事務長]に連絡する。	時刻の確認 AM/PM :	第一発見者
非難通報 火災通報	火災の状況に応じ避難経路と避難場所を確認し、緊急放送を流す。 [事務]「ただ今〇〇で火災が発生しました。生徒の皆さんは先生の指示に従って、〇〇へ避難してください。」(繰り返す) 火災の状況に応じ119通報=判断(副校長、教頭、事務長、発見者)		事務職員
通報内容 (通報例)	「①学校名 ②時間(つい先ほど) ③場所(校内の〇〇で) ④火災発生 ⑤消火出動依頼 ⑥本校の電話番号 ⑦通報者の氏名等」 「こちらは宮崎北高校の〇〇です。つい先ほど、校内の〇〇で火災が発生しました。すぐ消火活動をお願いします。・・・」	時刻の確認 AM/PM :	教頭 事務
避難誘導 ↓	避難指示によって、無言で整然と避難させる。 [HR担任、授業担当者]		HR担任 授業担当者
避難確認 ↓	避難集合後、ただちに人員点呼。 [HR担任] → [学年主任] → [副校長・教頭] に報告。 可能な限り校舎を回り、生徒の避難が終了しているか確認 [保健主事] 教頭は避難結果を[校長]に報告する。 生徒には、避難場所から勝手に離れさせない。		HR担任 学年主任 保健主事
非常持出 ↓	避難場所にて非常持出班を編成し、各室の[火気取締責任者]の指示により持出作業に移る。消火活動の邪魔にならない範囲で実施。		火気取締責任者
救 護 ↓	怪我人等のある場合、その処置に当たる。		養護教諭
鎮火処理 ↓	生徒の処置、搬出物の処置、現場検証の立会い、報告書の準備、その他		副校長・教頭 生徒指導主事
事情聴取	[校長(副校長・教頭)]が対応し、他の職員は校長の要請があるまで待機する。		校長(副校長・教頭)

非常持出品

(耐火金庫) 指導要録, 学校沿革誌, 卒業証書授与台帳, 給与関係書類, 職員履歴書
 学校日誌, 休暇処理簿, 職員出勤簿, 公文書綴
 保健日誌, 健康診断票, 保健調査票
 校内サーバーデータ
 家庭調査表

← 事務
 ← 副校長、教頭
 ← 保健室
 ← 教務主任
 ← 生徒指導主事

【職員等が不在中の火災】

火災発生 ↓	火災発生受報 → 必ず校長まで届くようにする。	時刻の確認 AM/PM :	担当者 受報者
非常出勤 ↓	〔副校長・教頭〕は、校長の指揮のもと、連絡網により全職員に連絡し出勤させる。		副校長 教頭
非常持出 ↓	可能な場合は、〔集合した職員〕で非常持ち出しを行う。 判断は、消防活動に当たっている消防署現地監督者の指示（了解）を受け〔校長〕が行う。		副校長 教頭
鎮火後 処 理 ↓	鎮火後、あるいは持ち出し終了後直ちに、臨時職員会議を開き次の事項の協議をする。 ① 前日の戸締り状況 ② ガスなどの使用状況 ③ 電気器具の使用状況 ④ その他の火気に関する状況 ⑤ その他、現場の施設設備管理の状況		全職員
事情聴取 ↓	〔校長（副校長・教頭）〕が対応し、他の職員は校長の要請があるまで待機する。		校長（副校長・教頭）
関係諸機 関 連 絡	〔校長〕が行う。		校長

13 学校防災【職員在勤中の地震】

地震発生 ↓	生徒は、机等の下に身を隠すなどの措置をとる。 [職員] は出口の確保を図った後、身の安全を保つ。	時刻の確認 AM/PM :	担当者 授業担当者
状況把握 ↓	揺れがおさまったら、避難路の点検を行い落下物等の点検を行う。 [落下物等危険箇所点検者] = 職員室在室職員 → [副校長・教頭]・[事務長] へ連絡	時刻の確認 AM/PM :	職員室在室 職員
避難通報 (火災通報)	放送設備が使用可能な場合、次の内容の放送をする。[事務] 「揺れがおさまったようです。避難路に従って避難場所〇〇に集合してください。余震による落下物など大変危険ですので、注意して避難してください。」(繰り返す) 火災が発生した場合 → 状況に応じ119番通報 = 判断[副校長・教頭・事務長・発見者] 「①学校名 ②時間(つい先ほど) ③場所(校内の〇〇で) ④火災発生 ⑤消火出動依頼 ⑥本校の電話番号 ⑦通報者の氏名など」		事務職員
避難誘導 ↓	避難指示によって、無言で整然と非難させる。[HR担任、授業担当者]		HR担任 授業担当者
避難確認 ↓	避難集合後、直ちに人員点呼 [HR担任] → [学年主任] → [副校長・教頭] → [校長] [保健主事] は、可能な限り校舎を見回り、生徒の避難が終了しているか確認する。不明な生徒がいる場合には、2人一組で搜索する。生徒には、避難場所から勝手に離れさせない。(大変重要)	時刻の確認 AM/PM :	HR担任 保健主事
救 護 ↓	怪我人等がある場合、その処置に当たる。		養護教諭
津波予報 確認 ↓	① 注意報・警報の発表がある場合・・・別紙1へ ② 発表なしの場合・・・・・・・・・・次へ		HR担任 学年主任
善 後 策 協 議	必要に応じて設定する。		
生徒下校 ↓	[HR担任] は、下校経路の安全が確保されていることを確認して [校長] の指示のもと下校させる。 大規模震災で、生徒を保護者へ確実に引き渡す必要がある場合は、保護者との連絡を取り、保護者に引き渡す。		HR担任
関係諸 機関連絡	被害の状況、生徒の安全確保に対する措置と現在の状況について [校長] が連絡・報告する。→ [委員会]		

【緊急地震速報が入った場合のアナウンスについて】

生指部長机上の通信機器で、緊急地震速報が入った場合、以下のアナウンスをする。

- ① 「ただいま、緊急地震速報が入りました。」
- ② 「生徒は、地震に備えなさい。」(複数回繰り返す)
- ③ 「次の指示があるまで教室に待機しなさい。」

【放送設備が使用不可能な場合】

地震発生 ↓	生徒は机等の下に身を隠す。 職員は出口の確保を図りつつ、身の安全を保つ。	授業担当者
状況把握 ↓	揺れがおさまったら、避難路の点検・落下物の点検を行う。 [落下物危険箇所点検者][職員室職員][副校長・教頭][事務長]	職員室在中の職員
避難通報 (火災通報) ↓	①放送設備が使用不可能な場合 ハンドマイクで本部からの指示を生徒や職員に連絡する。 安全な避難路を確認後職員室の各職員がハンドマイクでアの文言を教室の生徒・職員に連絡し、グラウンドに移動する。 ②放送設備が使用不可能で避難経路の遮断の場合 安全な避難路が確保されるまで、教室内で待機する。 その場合、職員室の各職員がハンドマイクで「教室内で待機」という文言を教室の生徒・職員に伝える。各教室の職員は安全は両手で○を示す。安全ではないとき両手で×を示す。(待機)	職員室在中の職員
避難誘導 ↓	避難指示によって、無言で整然と避難させる「担任、授業担当者」	担任 授業担当者
避難確認 ↓	避難集合後、直ちに人員点呼 担任→学年主任→副校長・教頭→校長 保健主事は可能な限り校舎を見回り、生徒の避難が終了しているか確認する。 不明な生徒がいる場合には、教師2人一組で搜索する。 生徒には、避難場所から勝手に離れさせない(大変重要)	担任 保健主事
救護	怪我人等がある場合、その処置に当たる。	養護教諭
津波予報 確認 ↓	①注意報・警報の発表がある場合 グラウンドから安全な避難路から安全な高い場所へ(例：3年教室、2年(3年教室廊下)、1年管理棟3階に移動する。点呼(担任)→学年主任→副校長・教頭→校長へ連絡する。 ②注意報・警報の発表がない場合・・・善後策協議へ	担任 学年主任 副校長 教頭
善後策協議 ↓	必要に応じて設定する。	防災対策本部
生徒下校 ↓	担任は下校経路の安全が確保されていることを確認して校長の指示のもと下校させる。 大震災で、生徒を保護者へ確実に引き渡す必要がある場合は、保護者との連絡を取り、保護者に引き渡す。(緊急連絡網で保護者へ連絡)保護者と連絡がつかないときは学校に待機する。	校長 防災対策本部
関係諸機関 連絡	被害の状況、生徒の安全確保に対する措置と現在の状況について校長が連絡・報告する。→教育委員会	校長

【職員・生徒が学校に不在の場合の地震】

地震発生 ↓	重大な災害をもたらす地震の場合で、学校にも被害が予想されるとき。	時刻の確認 AM/PM :	担 当 者
被害状況 確認 ↓	〔校長〕〔副校長〕〔教頭〕〔事務長〕が出勤し、被害状況を把握する。地域の被災状況も可能な限り把握する。	時刻の確認 AM/PM :	校 長 副 校 長 教 頭 事 務 長
職員連絡	連絡網により、可能な限り職員の出勤を要請する。と同時に個々の職員の被災状況の把握にも努める。〔副校長・教頭〕→〔全職員〕不在などの場合は、次へ連絡。 「連絡網によって次の事項を伝達してください。『この度の地震に関し、善後策を協議し対策を講ずる必要がありますので、可能な限り出勤してください。また、先生方の被災状況について連絡の必要があるものについては、学校に報告してください。』以上のことを次の方へ伝達してください。」		副 校 長 教 頭
生徒確認 (内容) ↓	各HRの連絡網等を通じて、生徒の安全と被災の状況を確認する。 〔HR担任〕→生徒の連絡網（不在の場合は、次へ連絡。） 「連絡網によって、次の事項を伝達してください。『今の地震で、生徒本人は怪我などしていませんか。被害の状況と連絡先等を学校に知らせてください。』」		HR担任
関係諸機関 連 絡	〔校長〕は、学校及び生徒の被災状況を〔委員会〕へ報告する。当面考えている対応策についても概略を伝えておく。	時刻の確認 AM/PM :	校 長
緊急対策 会 議	臨時職員会議により、現在の状況の確認、不足の情報の収集方法、伝達手段の確保、本校が避難場所になった場合の学校管理体制、当面の生徒への措置、出勤不可能な職員の措置、その他のことについて協議する。		職 員

【その他の対応について】

地震沈静化後に行う復帰前安全点検事項（被災状況確認事項）

点 検 項 目	確認	点 検 項 目	確認
火災発生の危険性		校舎内外の敷地・床等のひび割れ	
ガラスのひび割れと落下の危険性		落下物等の散乱による危険性	
外壁等の破損と落下の危険性		電気配線等の断線状況	
校舎の柱の異常		教室内等の照明器具落下の危険性	
建物自体の異常		入口・窓等の開閉	

緊急対策会議の協議の柱

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 学校被災状況の確認 | (6) 出勤可能な職員の措置 |
| (2) 職員被災状況の確認 | (7) 学校被災復旧作業 |
| (3) 情報収集の方法 | (8) その他必要な職員の活動等 |
| (4) 伝達手段確保 | (9) 緊急避難場所としての体制 |
| (5) 当面の生徒への措置 | (10) その他 |
- (1. 発電機 2. 無線 3. はしご 4. 放送機器で3年への放送が放送室から可能にすること。)

【特別な場合】

大津波が襲来し、電気システムが崩壊したとき生徒・職員は北高の敷地内に待機する。ラジオ・携帯電話等の通信機器を通じて情報収集に努め、安全に下校可能になるまで待機する。（その場合、北高が地域住民の避難場所になることも想定される。）地震の揺れが続いている中、津波襲来の予報がある場合は、**3年教室に待機、2年は3年教室廊下、1年は管理棟3階に移動する。点呼(担任)→学年主任→副校長・教頭→校長担任以外の職員全員管理棟3階へ移動し決して外には出ない。**

A 教室等への被害がない場合（震度5弱程度を想定）

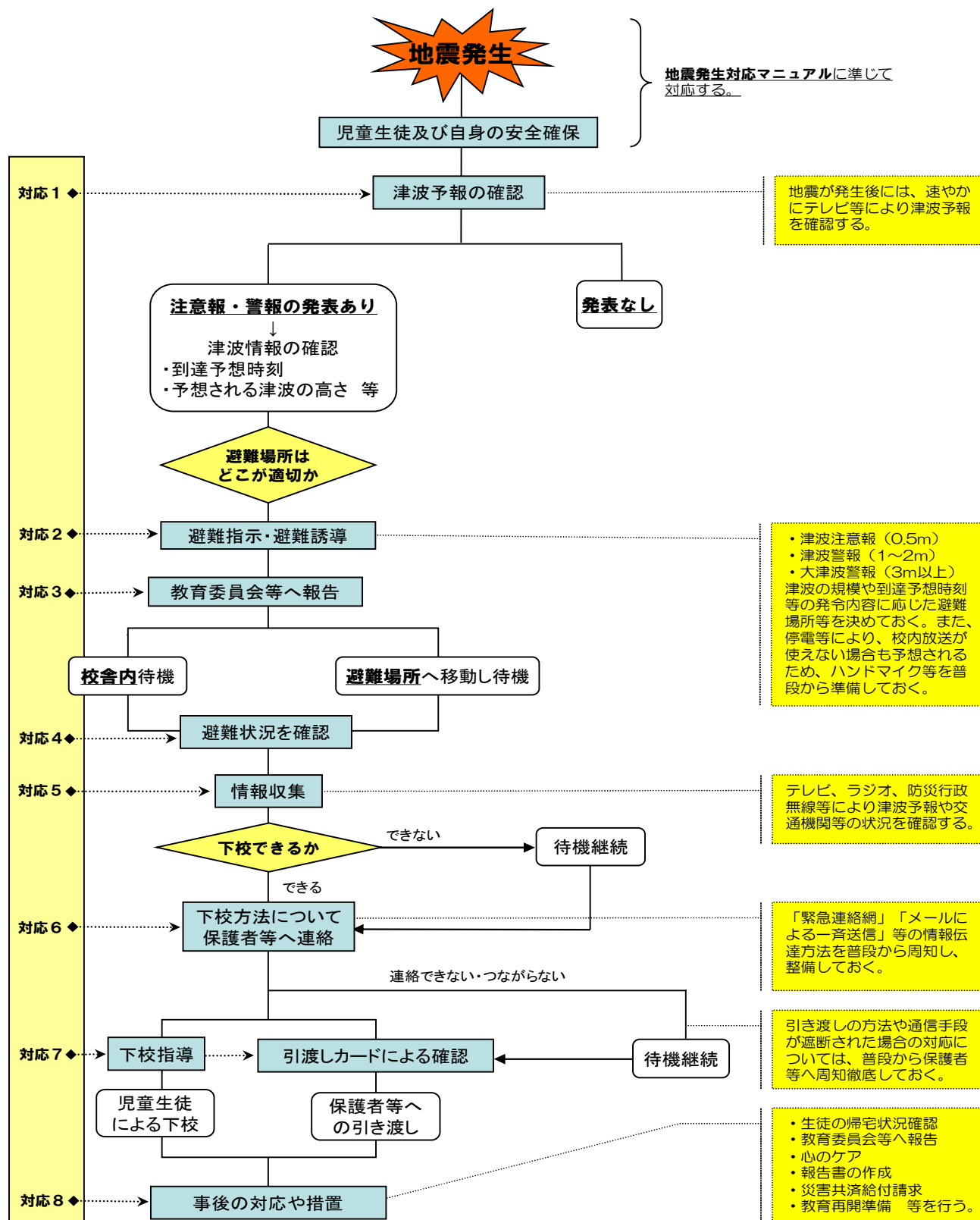
地震発生	生徒は机等の下に身を隠す。 職員は出口の確保を図りつつ、身の安全を保つ。	授業者
放 送	＜次の放送を行う＞ ①「地震です。地震です。地震です。落ち着いてください。机などの下で身の安全をはかってください」 ②「揺れがおさまったようです。この後も余震が考えられます。先生方は落下物がないか近辺を確認してください。生徒の皆さんは次の指示を待ってください。」	事務職員 授業以外の教職員
状況把握 及び教職員 ・生徒への 支持	＜管理職の行動＞ ア 校内の被害状況確認 イ テレビ等から情報を収集し、善後策を協議 ウ 生徒・教職員への指示 生徒の動揺を最小限にするために、現在の状況を説明し、今後の動きについて指示する。	管理職

B 教室等に被害がある場合（震度5強から6程度を想定）

地震発生	生徒は机等の下に身を隠す。 職員は出口の確保を図りつつ、身の安全を保つ。	授業者
------	---	-----

放送可能な 場合	＜次の放送を行う＞ ①「地震です。地震です。地震です。落ち着いて行動してください。まず机などの下で身の安全をはかってください。地震は数分で収まります。慌てず行動してください。」・・・地震がおさまるのを待つ・・・ ②「揺れがおさまったようです。この後も強い余震が考えられます。只今より非難を開始します。先生方の支持に従い、すみやかに行動してください。」 (数回繰り返す) ③避難場所は〇〇です。(数回繰り返す) ＜生徒への指示＞ 授業者は、通常の避難経路に従い、生徒を避難させる。避難経路が通行できない場合は、臨機応変に経路を変えたりすることで生徒の安全避難をを図る。	事務職員 授業者
放送が使えない 場合	＜次の指示を行う＞ ①ハンドマイクで上記②を伝える。 ②放送もハンドマイクも使えず、連絡が取れない場合は、授業担任の指示で行動する。	生徒指導部
避難誘導	避難集合後、直ちに人員点呼 ＜報告手順＞担任→学年主任→教頭・副校長・事務長→校長 ＜対応＞ ①保健主事を中心に可能な限り校舎を見回り、生徒の避難が終了しているか、火災が発生しているところはないか確認する。 ②不明な生徒がいる場合には、教師２人一組で搜索する。 ③けが人の確認及び治療にあたる。 ④一般の生徒は、避難場所に待機させる。	担任 授業者 全員 保健主事
情報収集	＜管理職の行動＞ ア 校内の被害状況確認 イ テレビ等から情報を収集し、善後策を協議 ウ 生徒・教職員への指示 ～生徒の動揺を最小限にするために、現在の状況を説明し、今後の動きについて指示する。	職員 養護教諭 管理職

在校時における津波対応マニュアル（別紙１）



事故災害時の保護者への引き渡しマニュアル（別紙２）

管 理 職

教 師

保 護 者

学 校 災 害 対 策 本 部(保護者連絡班)

被 害 状 況 把 握

校 区 の 状 況 把 握

保 護 者 へ の 連 絡

引 き 渡 し の 実 施

・ 連絡の努力

情報提供

・ 連絡網等による
連絡
・ メールによる一斉
も同時に行う

引き取りに学校へ

◆引き渡し実施上の留意点◆

- 引き渡した教職員、引き取った保護者がともにカードに確認の署名を行う。
- 保護者の迎えが遅くなっている生徒の精神的ケアに努める。

緊急時の連絡について（お願い）（別紙３）

宮崎北高等学校
生徒指導部

猛暑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

さて、最近の予期せぬ大雨による洪水など自然災害のニュースを耳にすることが多くなりました。つきましては、本校でも万が一のご家庭との連携体制について、日々検討してまいりました。万が一、緊急事態が発生した場合の生徒の安否確認を取る方法と、ご家庭への連絡方法は下記のとおりです。ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

記

1 緊急事態発生時

- ・ 緊急連絡網を利用した連絡
- ・ 学校メールを利用した連絡
- ・ 学校ホームページでの連絡

を同時に連絡いたします。

2 学校にいる場合

1を実施した上で、安全を最優先に、本校で待機させるか、帰宅させるかを検討いたします。待機の際は学校施設で安全を確認するまで待機することとします。安全が確保できた上で、生徒をご家庭に引き渡す際には、学級担任が保護者に確認をとり、生徒一人ひとりを引き渡しさせていただきます。

3 ご家庭にいる場合

ご家庭で緊急事態が発生した場合には、生徒の安否確認のためにご家庭の方から学級担任の携帯電話へ連絡を入れて下さい。学級担任につながらない場合でも着信履歴が残ることで、安全である確認となります。電話の際は緊急連絡網に登録された電話でおかけ下さい。また、学級担任の携帯電話が不通の場合は、学校（39-1288）へ連絡をお願いします。

学級担任は連絡状況を管理職に報告し、全校生徒を集約いたしますので、ご協力をお願いいたします。

14 学校防災【風水害】

1. 職員在勤中で風水害による被災が予想される場合

風水害発生 ↓	周囲の状況並びに気象情報等により、風水害発生の恐れが予想される場合。
情報の収集 ↓	テレビ、ラジオ、自衛隊等から今後の気象に関する情報を収集する。また、生徒の通学路の安全については保護者と連絡を取り、その情報を収集する。
臨時運営委員会 ↓	入手した情報を確認し、今後の対応として下校の時刻及びその方法、生徒への指導事項等について検討する。
生徒下校	職員会議で報告し、校長の決裁を受け、生徒を下校させる。

2. 職員不在時の風水害発生

校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事で協議し、生徒及び職員の措置について次の項目を検討する。

生徒の措置	連絡網による連絡文例
臨時休校	〇〇のため、今日は臨時休校とします。生徒への連絡の徹底をよろしくお願いします。
始業時刻を遅らせて登校	〇〇のため、今日は朝〇〇時登校とします。生徒への連絡の徹底をよろしくお願いします。
自宅待機	〇〇のため、次の連絡があるまでは自宅から出ず、家で待機するように生徒への連絡の徹底をよろしくお願いします。

職員の措置	連絡網による連絡文例
出勤	〇〇の状況ですが、通勤経路の安全を確認して出勤するように連絡網で流してください。なお、通勤経路の寸断により通勤不能の場合は、その旨を連絡してください。
自宅待機	〇〇のため、今日は次の連絡が届くまで自宅待機をしてください。なお、この件については、連絡網で次の方に連絡してください。
指定時刻出勤	〇〇のため、今日は朝〇〇時に（風雨が治まってから）出勤するようにしてください。なお、それまでは自宅待機ということも付け加えて、連絡網で次の方に連絡してください。

風水害被災時の対応メモ

1. 現在発表されている気象情報等（平成 年 月 日 時 分現在）

発令されている警報 注意報	
	現在位置（東経 度 分，北緯 度 分） 中心気圧（ ）ヘクトパスカル 最大風速（ m） 進行経路と進行速度（ ）へ毎時（ km） 最接近予想時刻（ 月 日 時 分）
テレビ等のニュース から得られる今後予 想される状況 （自衛隊情報を含む）	

2. 各地区別，現在の通学路の状況（並びに予想される災害とその場所）

地区名	通 学 路 の 状 況	地区名	通 学 路 の 状 況

3. 臨時運営委員会

・現在の状況（上記）の確認

・生徒の処置

(1) 在勤時

① 生徒下校の時刻

② 下校の方法

③ 指導内容

④ 在校時間帯の処置

⑤ 保護者への連絡

(2) 不在時(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事で協議)

⑥ 生徒措置の形態

(臨時休業，始業を遅らせて登校，自宅待機等)

⑦ 職員の措置

(出勤，自宅待機，指定時刻出勤等)

⑧ 保護者への連絡

⑨ 職員への連絡

・その他

15 いじめの「重大事態」への対応

宮崎県教育委員会

I 「重大事態」の判断と県教育委員会への第一報

判断及び県教委への第一報のポイント

- いずれの事案においても判断のポイントは「重大事態に該当するかもしれないという疑いがあると認めるとき」
- 判断は客観的・多面的に行う
- 疑われる事案が「重大事態」か否かの判断は、学校からの第一報をもとに県教育委員会と協議する。

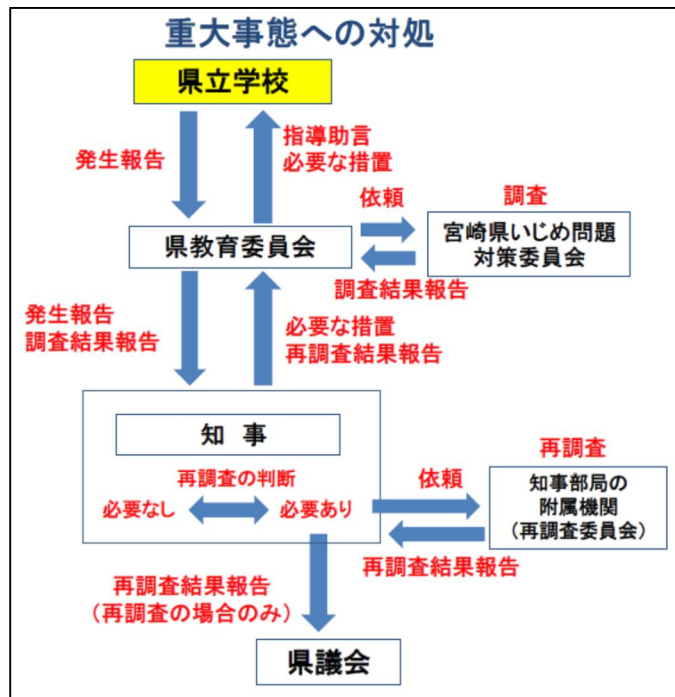
重大事態に該当するとわからなくても考えられる事案・判断に迷う事案については県教育委員会への第一報を速やかに

「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「重大事態」及び「重大事態の判断」を次のように定義しています。今後、「県教育委員会への第一報の時期」については下のとおり取り扱うこととします。

「重大事態」とは		「重大事態」の判断の目安		県教育委員会への第一報の時期
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた <u>疑いがある</u> と認めるとき。(法第28条第1項第1号より)	⇒	○児童生徒が自殺を企図した場合(例) 自死行為(未遂含む) ○身体に重大な傷害を負った場合(例) 骨折、打撲傷、火傷等 ○金品等に重大な被害を被った場合(例) 多額の金銭や所持品を脅し取る等 ○精神性の疾患を発症した場合(例) うつ病等の精神疾患等	⇒	学校がその事案を認知したとき(当日)
いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている <u>疑いがある</u> と認めるとき。(法第28条第1項第2号より)	⇒	概ね30日程度の欠席 (事案によっては30日を待たずに判断)	⇒	連続で1週間欠席したとき、又は連続ではないものの欠席日数が7日間になったとき
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(基本的な方針より)	⇒	いじめの有無や因果関係とは別に、児童生徒や保護者の申立てがあり、上記のいずれかの要件を満たす場合。	⇒	児童生徒や保護者からの申立てがあったとき(当日)

II 「重大事態」が発生した際の対応の流れ

III 「重大事態」が発生した際の調査



調査のポイント

- 「いつから」「誰から」「どのような行為が行われたのか」を明確に
- 事実にはっきりと向き合うこと
- いじめの被害者やその保護者の心情に寄り添うこと
- 資料等は過去の分も含め、全て整理・保管すること

「重大事態」とは

県立学校で重大事態が発生した際の調査は、県教育委員会が設置している調査委員会が行います。しかし、調査委員会による調査以前に、学校でも可能な限り詳細な調査を行い、再発防止につなげる必要があります。

IV 再発防止策の策定・報告

再発防止策の策定・報告のポイント

- 再発防止策は、学校の基本方針の見直しも含め、いじめ防止に向けた日常的な取組まで含める。
- 重大事態発生時には再発防止策について発生から1か月以内に県教育委員会へ報告

学校においていじめが発生した場合、重大事態か否かにかかわらず、事実を明らかにし、再発防止に努める必要があります。

【相談・報告窓口】 県教育庁 人権同和教育課 生徒指導・安全担当 TEL0985-26-7238 FAX0985-32-4476

16 弾道ミサイル落下時の行動について

- 弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。
- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

【Jアラートの例】

直ちに非難。直ちに非難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら、直ちに以下の行動をとってください。

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。
- 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
(口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上に避難する。)

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
(換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。)

～行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください～

詳細については、国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) をご覧ください。

17 AEDについて

1 AEDの設置場所

- ① 保健室前 ② 体育館玄関(内側)

2 AEDの使い方

①電源を入れる まず、電源ボタンを押して電源を入れます。 スピーカーから音声ガイドが流れます。 (以降は、音声に従って操作してください。)	
②除細動パッドを貼る 赤いつまみを引いてパッドの袋をやぶり、袋からパッドを取り出します。パッドから裏のシートをはがして、除細動パッドをパッドのイラストのとおり右胸と左わき腹に貼ります。 電気ショックが必要かどうかは、AED が判断します。音声ガイドに従って、胸骨圧迫も続けてください。	
③「ショックボタン」を押す 電気ショックが必要と判断された場合は、「電気ショックが必要です。体から離れてください」「オレンジ色のショックボタンを押してください」と音声ガイドが流れますので、「ショックボタン」を押してください。音声ガイドに従って胸骨圧迫を続けてください。 (救急隊が到着するまで電源は切らず、除細動パッドは付けたままにします。)	

※ 注意

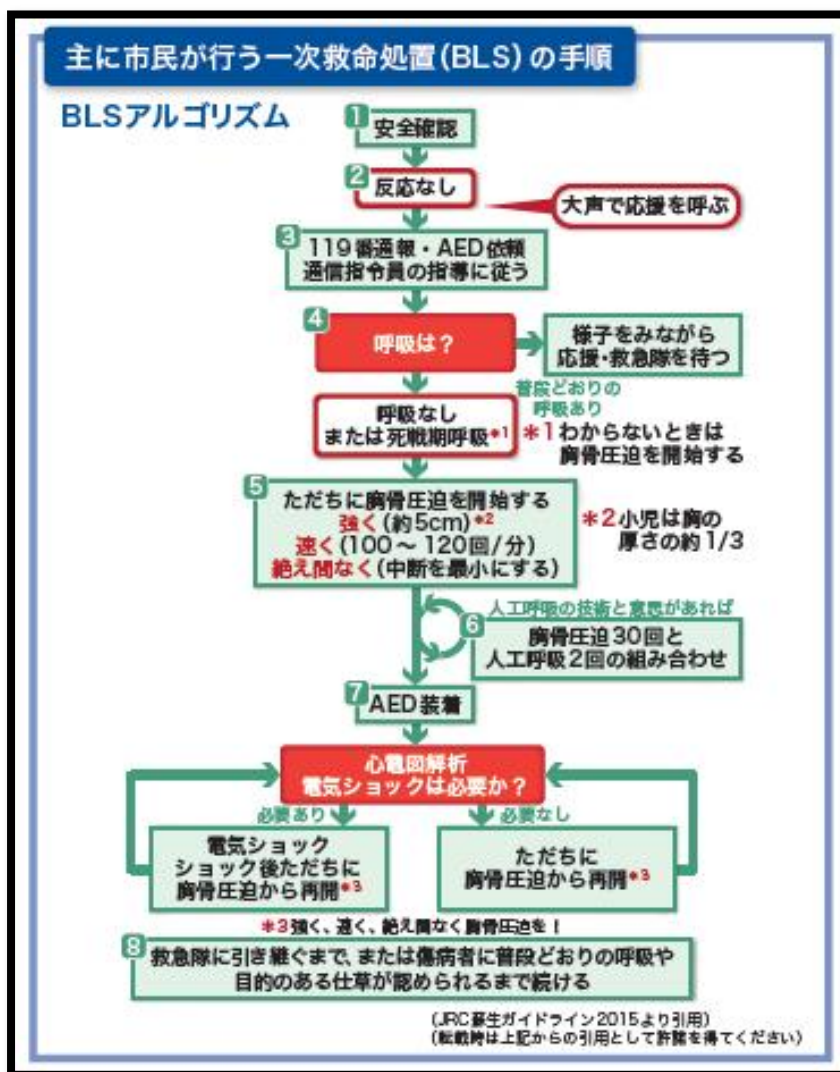
《死戦期呼吸》

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ〃になる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もあります。救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、死戦期呼吸である可能性にも留意して、速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する必要があります。

18 応急手当を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは「119 番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められます。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければなりません。

- 被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 教職員は事故等の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
- 応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。）



救急車を手配するために 119 番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119 番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにします。

19 様々な事故への対応

1 頭頸部外傷への対応

すぐには立たせずに、意識障害の有無等をチェックします。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。また、脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐことが重要。頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請するのが原則。動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

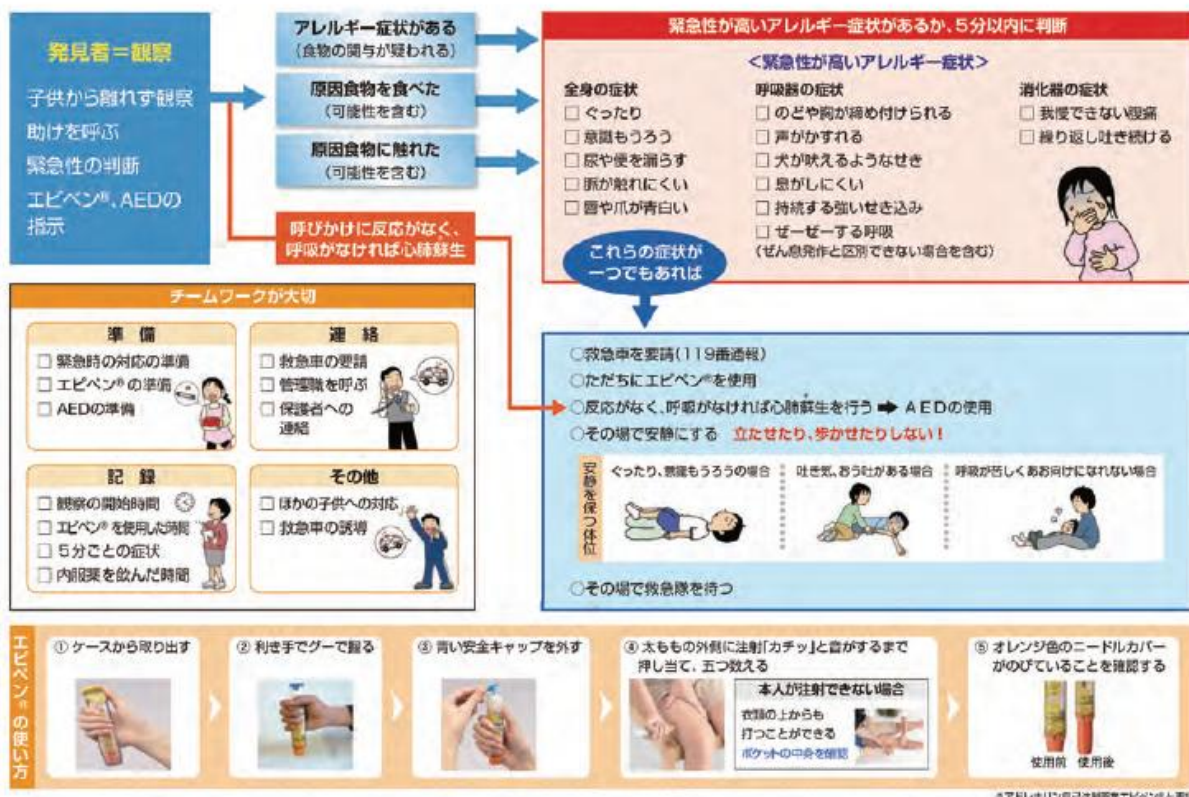
2 熱中症への対応

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状です。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に応急手当を行う。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせる。症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要。

3 食物アレルギーへの対応

アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがある。特に、アナフィラキシーは短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が必要。いざという時に、適切な対応がとれるようにするため、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施しておく。

緊急時の対応フロー



(「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」(文部科学省等 平成27年2月)より)

4 交通事故発生後の対応

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応が必要となります。

【1】初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて 110・119 番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握します。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行います。

- 負傷者の応急手当及び安全確保
- 保護者への連絡
- 当事者の生徒の気持ちを落ち着かせる
- 周囲の生徒は安全確保を指示する
- 教育委員会等への連絡

【2】二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA 等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の生徒への指導などを検討します。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じます。

【3】事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告します。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てます。

【4】当事者となった生徒への対応

事故当事者になった生徒自身が行うべき対応（警察等への通報、加害者の責任）があります。発達段階、生徒の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合があります。事故後に生徒がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行います。

【5】心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となります。特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の生徒も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなりますので、適切なケアが求められます。

【警察への通報】 事故時の対応を理解。

すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくことなど

【加害者の責任】 加害者になった場合の責任についての理解。

生徒が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあります。自転車に係る各種保険について周知を行うことも大切です。

5 インターネット上の犯罪被害への対応について

学校においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例（警察庁ウェブサイト等を参照）の把握や情報モラル教育の充実に努めるとともに、被害があった場合は、警察、法務局・地方法務局にすぐに相談できるよう、体制の構築をしておくことが必要です。また、保護者に対しては、生徒がトラブルに巻き込まれないようするために、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について指導をすることなどを通して、保護者と生徒と一緒に考える機会を作るように案内することも大切です。

【被害事例】

○ 自撮り画像の送信 ○ 危険な出会い

【加害者にならない】

加害者にならないよう、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせることも大切です。

<指導ポイント例>

- ◆ 人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、犯罪になることもある。
- ◆ 自らの投稿で他人に損害を与えれば、損害を賠償する責任を負うこともある。

宮崎北高校避難所運営マニュアル

1. 手引き作成の目的

避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の防災拠点です。

このマニュアルは、南海トラフ巨大地震といった大規模な災害の発生後に市民の生活の拠点となる避難所を中長期に渡って開設する必要がある際に備え、宮崎市避難所運営マニュアル及び住吉地域センター防災マニュアルに基づき、避難所の開設方法、避難所の運営の心構え、避難所のレイアウトをまとめることで、避難所を開設する際の一助となるよう避難所単位で作成したものです。

2. 指定避難所施設の概略

指定避難所名 宮崎県立宮崎北高等学校

住 所 〒880-0124 宮崎市大字新名爪4 5 6 7 番地

電 話 番 号 Tel: 0985-39-1288 Fax: 0985-39-1328

3. 避難所開設から閉鎖までの流れ

時間の流れ	避難所での動き
発災後（初動期）	- 施設の被災状況確認（施設管理者） - 避難所開設 ①避難所の開錠（施設管理者・避難所配備員） ※ 災害の規模や発生した時間帯に応じ、施設管理者や避難所配備員の到着が遅れた場合、地元住民の方に開設する場合がある。 ②避難者の受け入れ（避難所配備員） ③避難者の個人情報管理、ニーズ把握（避難所配備員）
発災後（中長期）	- 避難所運営（地域住民） ※ 避難所運営を円滑に進めるため、避難者の自主的な避難所運営が必要になる。 ①避難所運営委員会の設置 （地域代表、自主防災組織、消防団、避難所配備員、施設管理者等） - 避難所運営の補助（避難所配備員） ①災害時要配慮者の福祉避難所への移送 ②衛生環境の維持 ③避難所の健康対策 ④公平な物資の提供 ⑤ボランティア受け入れ対応
撤収期	- 避難所閉鎖 ※ 規模縮小や閉鎖の判断は、周辺のライフラインの復旧状況に応じて、宮崎市役所が対応する。

4. 避難可能場所

- ①避難可能場所は、原則として指定避難所として指定しているエリアになります。
- ②施設管理者が設定した立ち入り禁止スペースは避難場所としては使用できません。
- ③指定エリア以外を使用する必要がある場合は、施設管理者との協議の上、使用してください。

5. 避難所運営における行政・施設管理者・住民の役割

機関名	主な役割
行 政	・避難所の開設及び避難所運営の後方支援 ・避難所に対しての食料、物資などの配給計画の政策と配給の実施 ・避難者の心身の健康管理の支援 ・屋外避難者に対しての支援

施設管理者	・避難者受け入れ前の施設の安全確認 ・放送設備等の点検 ・使用可能場所、立ち入り禁止スペースの指定
住 民	・避難所共通ルール of 遵守 ・避難所運営委員会の設置 ①委員会の構成員の決定、避難所運営委員会の開催 ②各運営班の設置 ※各運営班の班員は、避難者にて編成し、班長・副班長を置く。なお、一部の避難者に負荷が偏らないように適宜交代を行う。

6. 鍵の保管・緊急時連絡先

①避難所のカギの保管 避難所のカギは 事務室 に置いてあります。また、住吉地域センター ○○ 係に緊急対応用のカギを預けてある。

②緊急連絡先

宮崎市災害対策本部	【本 部】 ☎ 21-1889
宮崎市危機管理課	【避難所配備員】 ☎ 21-1730
宮崎市地域安全課	【避難所配備員】 ☎ 44-2802
施設管理者	【学 校 長】 ☎ 39-1288
自治会、自主防災組織代表	【住吉地域センター】 ☎ 39-1314
避難所運営委員長	【 】 ☎

③避難所周辺の緊急連絡先（ライフライン等）

消 防 署	【宮崎市消防署】 ☎ 27-1119 【北 消 防 署】 ☎ 36-3119
警 察 署	【宮崎北警察署】 ☎ 27-0110 【蓮ヶ池交番】 ☎ 39-2729
病 院	【宮 永 内 科】 ☎ 62-5556 【やまもと整形外科】 ☎ 39-5800 【今 井 歯 科】 ☎ 28-5577 【新 城 眼 科】 ☎ 29-4700
電気設備関係	【岡元電気管理事務所】 ☎ 25-8800 携帯 090-6638-1186
ガス設備関係	【旭マルチ勝佐土原営業所】 ☎ 73-6688
上下水道関係	【宮崎市上下水道局】 ☎ 24-1212
消防施設関係	【(有)伊地知商会】 ☎ 52-5173
し尿浄化槽設備関係	【(有)クリーンヘルス】 ☎ 54-6446
電話設備関係	【(株)山田電設】 ☎ 24-4781
昇降機設備関係	【(株)宮崎エレベーターサービス】 ☎ 23-2616 携帯 090-4771-4389
警備関係	【第一ビル管理(株)】 ☎ 86-6667
道路冠水・道路がけ崩れ	【道路維持課保全係】 ☎ 21-1802 (はみだし生垣等の剪定)
河川水位・自然がけ崩れ	【土木課河川係】 ☎ 21-1801
人工物がけ崩れ	【建築指導課指導係】 ☎ 21-1813
ため池決壊等	【農業整備課農地防災係】 ☎ 21-1782

7. 避難所運営委員会の各班の業務

班名	実施する業務
総務班	・災害対策本部との連絡事項の整理 ①名簿班、食料班、物資班、衛生班などと協議し、災害対策本部へ連絡すべき内容を把握する。 ②連絡事項の内容を整理し、市の避難所配備員に連絡する。 ・避難所の管理 ①避難所内での居住スペースの移動について計画する。 ②委員会で検討した後、避難所内での居住スペースの移動を行う。 ③避難者の精神的負担を軽減するために、避難所内の秩序維持を行う。 ④避難所の消灯を定時に行う。⑤避難所の火気について気を配る。 ⑥避難所生活におけるプライバシーの問題を解消する。 ⑦屋外避難者に対し、屋外避難所への移動を計画する。 ⑧屋外避難者の移動に伴い、テスト利用の見直しを行う。 ・ボランティアの受入れ ①避難所を訪れるボランティアへの対応を行う。 ・マスコミの対応 ①避難所に訪れたマスコミの取材に対応する、市の避難所配備員、施設管理者が発表する資料の作成を行う。
名簿班	・避難者の名簿の作成、管理 ①避難者の各種サービスの提供は、避難者数を基礎にしているので、新たな避難者及び在宅被災者の登録、退所者の確認などを行い、現状の避難者の構成（年齢、災害時要配慮者など）人員を把握する。 ②避難所内の人数・構成を把握したら、午前8時50分までに避難所配備員に報告する。 ③各運営班に対して、避難者の人数等、必要な情報を提供する。
食料班	・避難所の救援食料の配給 ①食料の配給は、公平性の確保に最大限配慮する。 ②食料は、迅速かつ公平に行う。 ③特別な配給を実施する場合は、委員会の理解と協力を得てから行う。 ④避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料を配給する。
物資班	・避難所の物資の配給 ①物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮する。 ②物資の配給は、迅速かつ公平に行う。 ③特別な配給を実施する場合は、委員会の理解と協力を得てから行う。 ④避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく物資を配給する。
救護班	・高齢者、障がい者など特別なニーズのある避難者への支援 ①名簿班と協力し、救護に必要な人員構成を把握する。 ②必要であれば、より適切な施設へ転所できるよう努める。 ③要介護者・障がい者などの災害時要配慮者に対して、避難所内の専用スペース、間仕切り板、車椅子、簡易ベッド等の設置に努める。 ・外国人への対応 ①外国人への物資等の提供に関する手段や方法について配慮する。

衛生班	・トイレに関する対応 ①トイレの清掃は避難者が交代で行う。 ②トイレの汲み取りの依頼は、総務班を通じて災害対策本部に要請する。 ・ごみに関する対応 ①ごみの分別は避難所内で行う。 ②可燃ごみは、原則として避難所内では燃やさない。 ③ごみの収集は、総務班を通じて災害対策本部に要請する。 ④簡易トイレで出たゴミは衛生状態を注意してゴミ処理を行う。 ・防疫に関する対応 ①食中毒や感染症が流行しないようにごみ、防疫に注意する。 ・避難所の子どもたちへの対応 ①避難所内の子どもたちの保育、心のケア及び活動の支援を行う。 ・避難所内の掃除、整理整頓 ①避難所内の掃除は、避難者自身が当番制で行うよう協力を要請する。 ・避難所内のペット対策 ①犬・猫などは、室内に入れない。
連絡・広報班	・電話の問い合わせや避難者の呼び出し ①外部からの電話の問い合わせに伴う他の避難者への迷惑を、最小限度に止めるために、呼び出しなどは時間を定めて行う。 ②外部からの電話の問い合わせに対しては、次のとおりとする (1) 誰を捜していますか。捜している人の住所と名前を教えてください。 (2) ここでは放送で呼び出して連絡を伝えるのみです。 (3) あなたの連絡先と名前を教えてください。 (4) 呼び出しても連絡のない場合がありますが、それ以上の対応はできませんので理解してください。 ・生活情報の提供 ①できるだけ速やかに自力再建するために、求められる様々な情報について掲示板など多様な手段で提供する。 ②災害対策本部からの余震や風呂などの情報の提供。 ③必要な情報を手分けして収集する。
屋外班	・車中泊者への対応 ①避難所周辺で車中泊をしている避難者に対して健康管理対策を行う。 ②車中泊が長期にならないよう、屋内避難所への入所を勧める。 ・屋外避難者の把握 ①避難所周辺の屋外避難者の把握に努める。
誘導班	・避難所周辺の交通整理 ①避難所周辺の交通整理を行う。 ②車の排ガスが、避難者に対して健康を害さないように努める。
その他	・適宜、必要となる班を設ける。

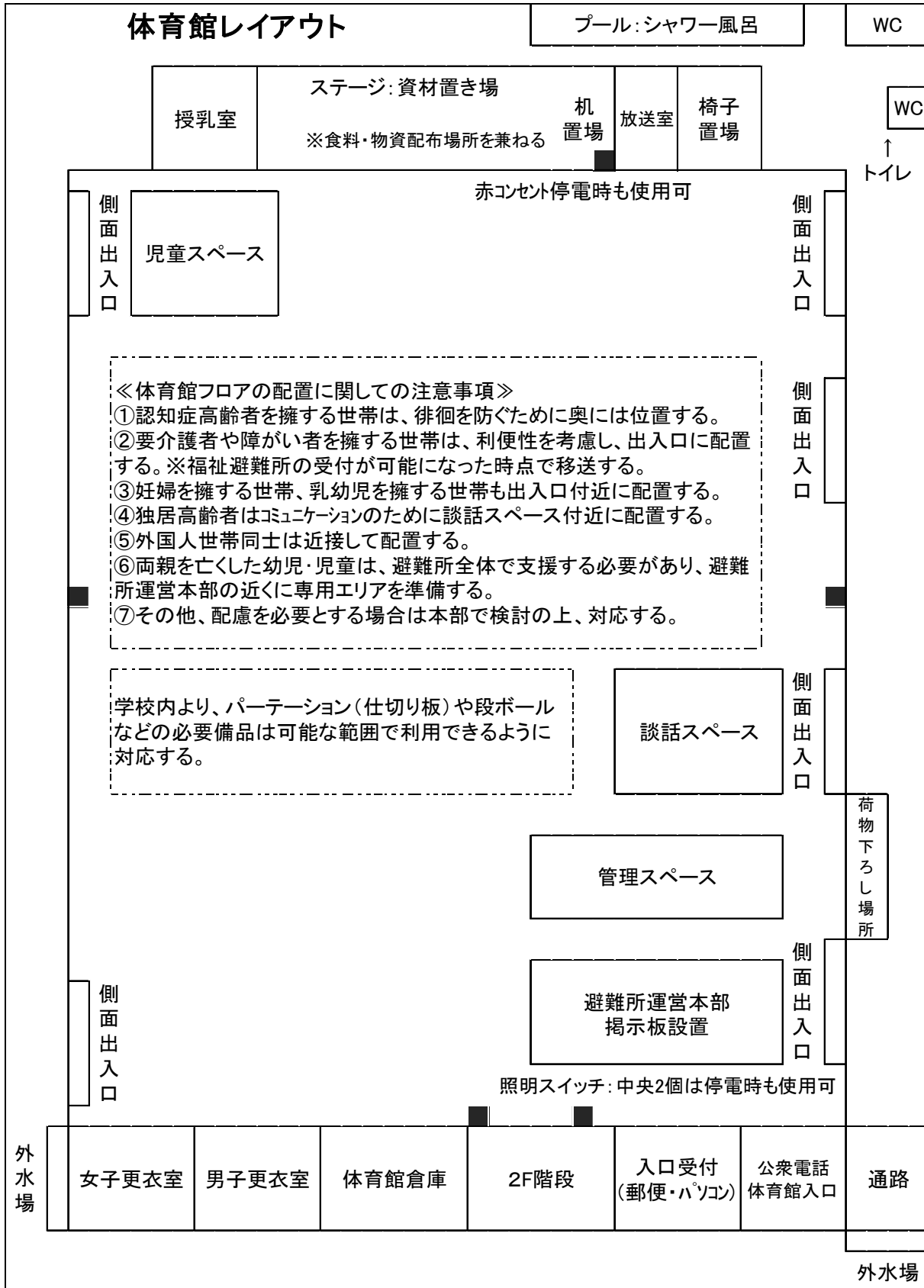
8. 避難所における共通ルール

避難所の共通ルールは次のとおりです。避難する方は、守るよう心がけて下さい。

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - 委員会は、毎日午前.....時と午後.....時に定期会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、上下水道、ガスなどライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - 犬、猫など動物類の室内は禁止とし、避難者に迷惑がかからないようしてください。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋、学校運営上に必要となる部屋、破損等で危険が予測される部屋には避難できません。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。ただし、特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - 食料、生活物資は避難者ごとに配給します。
 - 配給は、避難所以外の近隣の人（屋外避難者・在宅避難者）にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、.....室で対処します。
- 7 消灯は、午後.....時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、午後.....時で終了とします。
- 9 電話は、午前.....時から午後.....時まで、受信のみを行います。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言を行います。公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレ清掃は、午前.....時、午後.....時に、避難者が交替で行うことにします。
 - 清掃時間は、放送を行います。水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。
- 12 ゴミは、分別して指定された場所に出して下さい。
- 13 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 14 屋外の避難者で組を編成し、代表を選出して下さい。
- 15 屋外避難者の皆さんも上記のルールを守って下さい。

避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。

9. 避難所配置レイアウト（体育館及び周辺）



[illegible]